

公益社団法人 日本交通計画協会

2018年度 第3回理事会議事録

1. 開催日時 2019年1月23日（水）10時00分より11時50分まで

2. 開催場所 公益社団法人 日本交通計画協会
3階 B・C会議室
所在地：東京都文京区本郷3丁目23番1号

3. 理事現在数 7名

監事現在数 2名

4. 出席理事数 6名

出席監事数 2名

（出席理事）谷口守、中田康弘、岸井隆幸、飯塚義和、石川次男、
石川雅康

（欠席理事）川畑信之

（出席監事）須原庸次、曾田祐司

5. 開会

定刻に至り、事務局より開会が宣言され、本日の理事会は定款第32条第1項による定数を満たしたので、有効に成立したことが報告された。

代表理事 谷口守は定款第31条により、本理事会の議長を務めることとなった。

6. 議事録署名人の選出

議事に先立ち、定款第34条第2項により議事録署名人は次の4名となった。

- ・代表理事 谷口守
- ・代表理事 中田康弘
- ・監 事 須原庸次
- ・監 事 曾田祐司

7. 議題

本日の議題は次のとおりであることを確認した。

承認事項

- 第1号議案 規程改定に関する件
- 第2号議案 事務局等の重要な職員の任免の承認の件

報告事項

- 報告第1号 職務執行報告
- 報告第2号 総合交通体系整備研究積立資金の運用方法

8. 議事の経過及び承認の結果

承認事項として以下の議案について、承認を諮った。

- 第1号議案 規程改定に関する件
- 報告第2号 総合交通体系整備研究積立資金の運用方法

議長は上記1議案につき説明を求めた。業務執行理事石川雅康は、別掲議案書により、上記1議案の審議に先立ち、報告第2号、総合交通体系整備研究積立資金の運用方法を先に説明し理解を深めた上での審議を諮って頂きたく求めた。議長は、これを議場に諮ったところ、全員異議なく了承した。議長は報告第2号の説明を求めた。業務執行理事石川雅康は、別掲議案書により、現状の資金運用と資金運用に関する種類、メリット、リスク等を順に説明した。また、資金運用額に関しては分散投資を念頭に当面として積立資金4億7千万円のうち1億円～2億円程度にて運用を行いたい旨、報告を行った。

同報告に対して、次の質疑応答があった。

(石川理事) 資金運用するためには、取扱規程を改定しなといけないということよろしいか。

(石川業務執行理事) 現在の取扱規程では、先程報告した種類の資金運用はできないので改定することとなる。

(谷口代表理事) 他の法人では、何か運用行っているか。

(岸井理事) 他の法人では、外貨預金について行っているところはある。

(石川業務執行理事) 外貨預金は、為替手数料が高く、現在の資産状況、事

業内容では割に合わない。

(岸 井 理 事) 外貨預金は、為替変動リスクがあるので注視していないといけない。

(中 田 代 表 理 事) 財団法人とは保持している基金額等が違い、少ないので、資金運用の際には慎重に行っていかななくてはならない。

議長は本報告につき慎重に運用を進めることで、これを議場に諮ったところ、全員異議なく了承し、議長は、引続き主議案である第1号議案の説明を求めた。業務執行理事石川雅康は、別掲議案書により、改定の要旨、改定内容案、総合交通体系整備研究積立資金取扱規程の新旧対照条文案を説明した。

同議案説明に対して、次の質疑応答があった。

(岸 井 理 事) 総合交通体系整備研究積立資金の元手は何から積立られたのか。

(石川業務執行理事) 総合交通体系整備研究積立資金は、過去40年間各年度末の収支差額の一部を積立てきたもので、公益社団法人に移行する際に総合交通体系整備研究積立資金に区分けした。

(石 川 理 事) 今回の資金運用で、金融コンサルティング会社を利用しているのか。

(石川業務執行理事) 利用していない。現在取引している金融機関より情報を収集したりしている。

(飯 塚 理 事) 運用資金額に上限は決めないのか。全額を資金運用リスクにさらす場合も出てくるのではないのか。

(谷 口 代 表 理 事) 取扱規程改定案 第5条第2項の6項目の運用管理者を代表理事のみとしてよいのか。人が代わっても同等の運用できるよう資金運用上限額等を取扱規程内に記載するか別の詳細ルールを作成するかを検討したほうがよい。また、元本が確実に回収できないものは理事会に諮るのかについても検討が必要である。

(岸 井 理 事) 資金運用報告を義務付けるとか何かしらの縛りが必要になる。

(石川業務執行理事) 取扱規程改定案 第5条第2項の6項目内であれば運

用制限はないことになり、それ以外の資金運用では理事会承認となる。本理事会の附帯決議により、何らかの制限を設けることもできる。投資信託でも多くの種類がありリスクの高低もある。それを一律に取扱規程に記載するのは難しい。

(谷口代表理事) 今回の理事会で承認を行わないと不都合はあるか。

(石川業務執行理事) 資金運用益実績に影響することとなるのみ。

資金運用を開始する際、決議省略の方法で各理事に書面で同意いただく方法もある。

(岸井理事) 取扱規程改定案 第8条の(報告)で毎年度資金運用益の報告と次年度の運用計画を理事会でも報告してもらうとか議決ではないが意見が言えるようにしておければよいのでは。事業計画では明記されないか。

(石川業務執行理事) 事業計画では明記されない。取扱規程改定案 第8条の表記を工夫して運用計画を理事会で提案、承認してそれに沿う内容で代表理事の責任で運用先を選んだりするというやり方もある。

(飯塚理事) 取扱規程改定案 第5条2項の一部を削除したらよいのではないか。

(石川業務執行理事) 取扱規程改定案 第5条2項の一部削除は、同項6項目以外に運用を行おうとするときに理事会の承認が必要となるもの。

(飯塚理事) 取扱規程改定案 第5条2項の一部を削除しても「原則」があるので運用対象は決まっており、増やす場合も同様に都度承認すればいいのでは。

(谷口代表理事) 取扱規程改定案 第5条2項の一部を削除したとすると問題あるのか。

(中田代表理事) 原則として資金運用は、取扱規程改定案 第5条2項の6項目として運用を行うで一部削除しても問題ないのでは。

(谷口代表理事) 資金運用を開始する際は、各理事に書面決議とすることも問題ない。

(石川業務執行理事) 方針として資金運用を開始する際は、書面決議とする

か運用計画を理事会に承認とし報告を行う方法のどちらかになる。

(中田代表理事) 将来金利が好転しよりよい金融商品が出てきたときにそちらへシフトしやすいようにしておいたほうがよい。原則的には、取扱規程改定案 第5条2項の6項目ではあるが。

(石川理事) 資金運用環境が好転したときに歯止めがないという状況は好ましくない。

(石川業務執行理事) 取扱規程改定案 第5条2項の一部を削除した場合の詳細は引続き検証するとして、資金運用を開始する際、書面決議とするか運用計画を理事会承認として、後に詳細報告を行う方法のどちらとするか。

(各理事) 前者。

(谷口代表理事) 運用計画を立て金融商品を変更したいときなど柔軟になるなら、書面決議を行う前者のほうがよい。条文案に関しては、事務局にもう一度精査を行うよう要請する。

(石川業務執行理事) 運用計画、報告の案が抽象的だと判断がしにくい。

(岸井理事) 社団法人の資金運用について、誰が責任を持つのか。事業計画書に記載があれば判断の機会がある。代表理事だけでなく理事会が関与することにより自由度は落ちるが判断する人員が増えるので可否が問える。理事会が関与することに問題点はあるか。各理事もわかるようにしておいたほうがよい。

(谷口代表理事) 社員総会では、資金運用に関して決議、報告事項あるか。

(石川業務執行理事) 理事会にて事業報告の承認事項となり社員総会では報告事項となる。資金運用の報告は必須ではない。

(谷口代表理事) 本審議は、継続審議とし、事務局において細部検討の上、次回に報告いただいてはどうか。

議長は本議案につき継続審議としこれを議場に諮ったところ、全員異議なく了承した。

第2号議案 事務局等の重要な職員の任免の承認の件

議長は上記議案につき説明を求めた。業務執行理事石川雅康は、別掲議案書により、交通計画研究所における現下の諸課題と職員の任免について説明を行ない、続けて本議案について代表理事中田康弘は補足説明を行った。

同議案説明に対して、次の質疑応答があった。

(谷口代表理事) 技師長のポストは、元々あったのか。

(石川業務執行理事) 以前よりあった。

(岸井理事) 個人的な処遇の変更あるのか。

(石川業務執行理事) 変更ない。

(谷口代表理事) 各人のモチベーションが上がるようしてもらいたい。

(中田代表理事) 主要業務である調査研究業務に集中的に従事してもらうための方策である。

議長は本議案につきこれを議場に諮ったところ、全員異議なく承認可決し、事務局等の重要な職員の任免の承認の件を承認した。

報告事項として、以下について報告を行った。

報告第1号 職務執行報告

議長は上記につき報告をさせた。業務執行理事石川雅康は、別掲議案書により2018年度の間接報告として、刊行物発行、講習会・シンポジウムの開催、海外調査研究、広報・研究成果発表、国際会議・催し物等開催協力、受託案件調査研究事業についての報告を行った。

その他の事項

また事務局より、2019年6月中旬から下旬に来年度の事業計画と予算の承認を中心とした2018年度第4回理事会開催したい旨を説明した。理事・監事全員で協議したところ、2018年度第4回理事会を2019年6月17日(月)14時00分より、開催することを決定した。

9. 閉会

以上をもって2018年度第3回理事会の議事を終了したので、議長谷口守は、11時50分閉会を宣し解散した。

上記の議事を明確にするため本議事録を作成し、出席した代表理事及び監事は下記に記名、押印する。

以 上

2019年 1 月 23 日

公益社団法人 日本交通計画協会 2018年度 第 3 回理事会

代表理事 谷 口 守



代表理事 中 田 康 弘



監 事 須 原 庸 次



監 事 曾 田 祐 司



本議事録の作成に関わる職務を行った者の氏名

業務執行理事 石川雅康

事務局主幹 柴崎慶一郎

